

## ♪ 玖珠町一時預かり事業 ♪

保護者の用事等により家庭で保育できなくなったとき、また、育児疲れを解消したいときなど、一時的に認定こども園・保育所等の施設でお預かりします。

### ○対象児童

玖珠町内に住所を有し、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない生後4か月程度から就学前までの児童

ただし、祖父母等が玖珠町に住所を有し、保護者の出産等の理由により児童が一時的に里帰りしている場合も申し込み可能です。

### ○預けられる時間

午前9時00分から午後5時00分までの間

### ○利用料

1時間あたり 300円

※利用当日に施設にお支払いください。

※給食利用時は別途負担が必要です。

※アレルギーがあるお子さん、離乳食のお子さんは園にご相談ください。

《減免制度》保護者が玖珠町民で低所得世帯等の場合、利用料（給食・おやつ代を除く）の減免制度があります。詳細は、裏面をご確認ください。

### ○保育内容

施設で通常行われている保育内容に準じて、年齢に合った保育室で他の園児と一緒に保育を行います。

### ○児童1人あたりの利用可能日数

原則として1月につき12日まで

### ○実施施設

くるみ夢愛児園

(住所) 玖珠町大字太田 266-1

(TEL) 0973-72-6066



### ○利用申込方法

①施設に電話予約

②利用申込書を利用日の1週間前（緊急時は前日）までに施設へ提出

※保育所等が利用定員や受入に余裕のある範囲内で一時預かりを実施しますので、お預かりが出来ない場合があります。

※詳細につきましては、施設にお問合せください。

### ○問い合わせ先

玖珠町子育て健康支援課 子育て支援班 (TEL 0973-72-2022)

## 《利用料の減免制度》

利用児童の保護者が玖珠町民で低所得世帯等の場合、利用料（給食・おやつ代を除く）の減免制度があります。

減免対象世帯に該当する場合は、玖珠町子育て健康支援課までお問合せください。

減免対象世帯	減免の上限額 (1日あたり)	必要書類
1. 生活保護世帯	3,000円	○利用料領収書の写し ○以下のいずれかの書類 ・保護決定通知 ・生活保護受給証明書
2. 町民税非課税世帯	2,400円	○利用料領収書の写し ○以下のいずれかの書類 ・父母の非課税証明書 ・父母の課税証明書（詳細）（控除等あり）
3. 町民税所得割合算額が77,101円未満の世帯	2,100円	○利用料領収書の写し ○父母の課税証明書（詳細）（控除等あり）
4. その他町長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円	○利用料領収書の写し

※非課税証明書、課税証明書等は、町の公簿等で確認できる場合は添付を省略できます。

※課税証明書（非課税証明書）については、利用日が4月から8月までの場合は前年度、9月から3月までの場合は、利用日の属する年度の証明書を提出してください。

※利用児童の保護者が利用日時点において、玖珠町の住民基本台帳に登録がない場合は減免の対象となりません。

※減免の申請は利用日の属する年度の3月末日まで申請可能です。